

水田園芸の進捗状況について

産地支援課

○水田園芸の取組面積

- ・水田園芸の取組面積は令和5年には235haに増加しました。

品目名	R1	R2	R3	R4	R5
キャベツ	32ha	58ha	52ha	67ha	54ha
タマネギ	12ha	28ha	31ha	43ha	60ha
ブロッコリー	64ha	90ha	104ha	88ha	84ha
白ネギ	10ha	14ha	18ha	20ha	23ha
ミニトマト	7ha	10ha	9ha	9ha	9ha
アスパラガス	4ha	4ha	5ha	5ha	5ha
面積計	128ha	204ha	220ha	232ha	235ha

*産地交付金の取組面積、R5からは高収益作物定着促進支援（畑地化促進事業）の取組面積を加算

○拠点産地の形成

- ・県では、はじめて園芸生産に取り組む農業者でも、機械投資や労力確保などに不安なく取り組めるよう、育苗、収穫・調製、販売や機械利用について地域での共同・協業化を推進する「拠点方式による産地化」をすすめています。
- ・現在、設定した72の拠点産地のうち、半数の地域で産地化に向けた具体的な取組が開始され、水田園芸品目の導入とともに、機械の共同利用や共同作業などが行われる、または計画されている状況です。
- ・また、県内でタマネギの広域調製施設、アスパラガスや白ネギの共同調製施設など拠点産地の核となる施設が稼働し、労力削減や有利販売につながっています。

水田園芸拠点産地（R6年3月現在）

